

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(基本方針)

当社は「常に新しい技術に挑戦し、社会に価値ある製品やサービスを展開することで、お客様、株主様、従業員の満足度を高める企業になる」ことを経営理念としております。また、デジタルの分野において、新しい市場を開拓することで人や社会に貢献し、持続可能な未来の社会を創造することを目指しております。

その上で当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値・株主価値を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その方針の下、経営のスピード化、活性化、透明性の向上をはかってまいります。

(施策の実施)

当社の経営管理組織につきましては、経営の最高意思決定機関として取締役会を月1回開催するほか、取締役会が決議した経営基本方針及び業務上重要事項等を協議、効率的に実行、運用するために取締役、監査役および役職者で構成されるマネジメントミーティングを開催し、役職者が各担当部署の業務執行状況の報告を行い、その内容について出席者が意見具申を行うことで情報の共有化と社内の牽制ならびに意思統一をはかっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(対象コード)

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しています。

(補充原則1-2)

当社は現在、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳を行っていませんが、今後、当社株式の株主構成等を勘案し、必要に応じて議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳の実施について検討を進めてまいります。なお、議決権行使の利便性向上の一環として、2020年の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を導入しております。

(補充原則2-4)

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等で特に制限は設けておらず、優秀な人材については積極的に採用及び登用する方針ですが、現時点では測定可能な目標を定めておりません。

また、中長期的な企業価値の向上に向けて、多様性確保のための人材育成や社内環境整備方針の作成及び実施を検討してまいります。

(補充原則3-1)

当社は英語版ホームページは開設しておりますが、会社概要のみに留まっており、それ以外に英語での情報開示は行っていません。今後、株主構成比率の変化に留意し、必要に応じた環境整備を継続的に検討してまいります。

(補充原則4-1)

当社はM&Aを通じた事業規模の拡大を成長戦略の大きな柱のひとつと位置付けており、中期的な業績を予想することが困難であることから、中期経営計画については開示していませんが、今後、中期経営計画の開示について検討を進めてまいります。

(補充原則4-1)

当社は、最高経営責任者の後継者計画を現時点では定めていませんが、今後、後継者計画立案の必要性が生じた場合には、取締役会として主体的に関与するとともに、候補育成について適切に監督を行うことを検討してまいります。

(補充原則4-2)

当社取締役の報酬については、現金報酬と自社株報酬で構成されており、それぞれ年額で、合計200,000千円以内、合計80,000千円以内として定時株主総会にて決議いただいております。

現金報酬と自社株報酬の割合等については、今後、必要に応じて議論を進めてまいります。

(補充原則4-3)

当社の取締役会は、具体的な解任基準は定めていませんが、CEO(代表取締役社長)が法令や定款に違反した場合や、企業価値を著しく損なう恐れを生じさせた場合など、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した際には、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において十分に審議の上、解任の適否を判断してまいります。

(原則4-8 社外取締役の有効な活用)

当社は、独立社外取締役を1名選任しております。独立社外取締役の人数は、会社規模及び取締役会の構成などを総合的に勘案し、検討してまいります。

(補充原則4-10)

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための方策について検討してまい

ります。

(原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件、補充原則4 - 11)

当社で毎年実施している各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性分析・評価について、検討してまいります。

(原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表、補充原則5 - 2)

当社は、経営理念、経営方針についてホームページ等で開示するとともに、決算説明会等を通じて具体的な施策も説明しております。

当社は現在中期経営計画の開示をしておりませんが、中期経営計画を開示する際は、収益計画や資本政策の方針・目標を提示することも含めて検討し、経営資源の配分等に関して分かりやすい言葉・論理で明確に説明するよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1 - 4 政策保有株式)

当社は、取引先企業との取引関係の維持、強化、連携等を図るとともに、当社の中長期的な企業価値の向上に資する目的で、戦略的・限定的に政策保有株式を保有しております。また、取締役会において、定期的に保有の適否について検討を行っており、保有する意義が必ずしも十分でないと判断される株式については適宜売却を行います。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたりましては、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況や取引状況等を勘案するとともに、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案毎の賛否を適切に判断しております。

(原則1 - 7 関連当事者間の取引)

取締役の競業取引・自己取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項としております。

また関連当事者間の取引については、その内容を有価証券報告書において開示しており、すべての役員に対して毎年、関連当事者間取引の有無について確認を行っております。

(原則2 - 1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定)

当社は、「常に新しい技術に挑戦し、社会に価値ある製品やサービスを提供することで、お客様、株主、従業員の満足を高める企業になる」ことを経営理念としております。新しい技術・新しい製品・新しいサービスを世の中にタイムリーにお届けすることで、技術を活用した社会貢献に取り組み、企業価値の向上を目指しております。

(原則2 - 2 会社の行動準則の策定・実践、2 - 2)

当社はグループすべての役員及び社員に、以下の行動規範の周知徹底を実践しています。

<行動規範>

1. 前向き(ポジティブ)
2. 活動的・外向的(アクティブ)
3. 正直
4. グローバル
5. コミュニケーション

取締役会での形式的なレビューは行っておりませんが、入社時及び年に1度実施しているグループ社員総会(キックオフミーティング)時等、折を見て行動規範の浸透について努めております。

(原則2 - 4 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保)

当社グループでは、一人ひとりが能力を発揮し、男性も女性も働きやすい職場環境の整備に取り組んでいます。多様な人材の活躍を推進し、女性が安心して働き続けられるための取り組みにも力を入れており、グループ内のあらゆるポジションにある全女性社員から成る、女性が輝くためのプロジェクトを立ち上げ、より働きやすい会社にしていくためにどうすればよいのかを検討しております。2020年12月には、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業として、厚生労働大臣より「えるぼし」(3つ星)の認定を受けており、2021年6月24日開催の第65回定時株主総会で承認された新任者を含め、取締役及び社外監査役において女性が2名在籍しております。

このほか、当社は中核人材の登用等における多様性の確保を最優先課題として議論を進めており、今後は更なる多様性の確保に向けて検討を進めてまいります。

(原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金制度を設けておりません。

(原則3 - 1 情報開示の充実)

() 経営理念等

当社は、ホームページ等で経営理念を開示しております。

毎年度の業績予想は、経営環境や経済情勢を踏まえ開示しており、取締役会において進捗状況の報告・議論を行っております。中期経営計画の開示についても検討してまいります。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針は、本報告書や有価証券報告書をご参照ください。

() 経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の【取締役報酬関係】に記載しております。

() 取締役等の選解任・指名の方針と手続

取締役の指名にあたっては、会社の内外・性別を問わず高い知見と専門的な経験を有する者を候補者とし、取締役会で決議しております。

() 取締役候補の選解任・指名の説明

取締役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

(補充原則3 - 1)

当社は、地球環境の維持向上、一人ひとりが能力を発揮し男性も女性も働きやすい職場環境の整備等に取り組んでおり、Ecoプロジェクト、太陽光発電、ダイバーシティへの取り組み等についてホームページにて開示しております。

(補充原則4 - 1)

当社の取締役会が判断・決定する事項については取締役会規則等に定められており、それ以外の事項については、組織規程・職務分掌規程・決裁権限規程等により、取締役等に委任しております。

< 当社取締役会の決議事項 >

- ・ 株主総会に関する事項
- ・ 取締役に関する事項
- ・ 株式・社債に関する事項
- ・ 組織・人事に関する重要事項
- ・ その他、業務執行に関する重要事項

(原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、企業経営に関する知識、豊富な実務経験、その他専門的な知見等を有し、独立かつ客観的な立場から経営を監督できること、を基本的な考え方として、独立社外取締役候補者の選任を行っております。

(補充原則4 - 11)

当社の各取締役は、当社グループ事業の各分野に知識・経験・能力を持つ者がバランスよく選任されており、独立社外取締役は他社での経営経験を有しております。また、取締役会の規模についても当社事業規模に則したものと考えております。

各取締役のいわゆるスキル・マトリックスについては本報告書末尾に記載の通りです。

(補充原則4 - 11)

当社の取締役・監査役について、他の上場会社の役員を兼任する数は合理的な範囲にとどまっております。兼任状況については、有価証券報告書及び株主総会招集通知に記載しております。

(補充原則4 - 14)

当社の取締役・監査役は、所属する団体のセミナーや外部講習等必要な勉強会等に参加することや業務における課題を解決していくことで、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めており、その費用については当社が負担しております。

(原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針、補充原則5 - 1 、補充原則5 - 1)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するためには、株主との積極的な対話を通じて相互理解を果たし、株主からの意見を経営に生かすことが重要であると認識し、以下の通り体制を整備し、取り組みを行っております。

当社への面談申込に対しては、合理的な範囲で積極的な対応を検討することとしており、代表取締役会長兼社長や取締役経営企画部門長がオンライン等も活用しながら個別面談や対話に臨んでおります。

() 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制として、経営企画部門の広報・IRグループがIR業務を担当しており、取締役経営企画部門長が、株主との対話全般を統括しております。

() IR部門は、社内関係部署と日々のオペレーションにおける連携を取り、株主・投資家の皆様に、当社の経営・財務状況を積極的かつ公正、公平、タイムリーに情報開示し、企業価値のさらなる向上に資するIR活動を推進しております。株主や個人投資家からの個別対話については、IR担当部門が窓口となり、対話に臨んでおります。

() 決算発表につきましては、年に2回、代表取締役会長兼社長による決算説明会を行っております。その模様はライブ配信及び動画収録し、決算資料とともに当社ホームページに掲載しております。株主や投資家に当社の事業戦略や経営環境を理解いただくために、株主通信での説明、ホームページにおいて決算説明会資料の掲載など情報開示の充実に努めております。

() 対話において把握された株主の意見・懸念についてはIR担当部署を中心に対応を協議の上、適宜経営幹部や取締役会へ報告するものとしております。

() インサイダー情報については、当社インサイダー情報管理規程に従って、適切に管理・取扱を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
若山 健彦	399,065	5.30
中出 敏弥	213,400	2.83
川田 勝大	210,000	2.79
大西 康弘	150,000	1.99
上田八木短資株式会社	149,500	1.98
神谷 和秀	145,000	1.92
宇佐見 紀之	134,200	1.78
相澤 均	124,000	1.65
市川 幸男	120,100	1.59
大野木 弘	118,000	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

当社は、自己株式283,503株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
児玉 純一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
児玉 純一			児玉純一氏を社外取締役とした理由は、情報機器分野での経験・識見が豊富であり、変革に取り組んでいる当社の事業領域、事業内容および方向について理解し、独立した立場から経営への助言や監督の任務を遂行しうる適任者であると判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)で構成されており、監査役会を原則毎月1回開催しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べる等、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っております。また監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。

監査役会における主な検討事項としては、法令、定款並びに監査役会規則の定めに従い、監査役会を運営し、各監査役より監査に関する報告を受け、必要な協議または決議を行うとともに、監査役間の情報・意見交換に努めました。当期の重点監査項目としては、次の項目を選定し、取締役および関係部門との連携および情報の共有化を相互にはかると共に、監査役間の意思疎通に努め、適正な監査に努めました。(1)職務執行の適法性および妥当性、(2)職務執行の効率性、(3)内部統制システムの構築状況、(4)コンプライアンス体制の運用状況、(5)計算書類と事業報告の内容、(6)東証開示ルールに基づく情報開示の状況、(7)会社財産の管理状況、(8)人材の育成・強化への取組状況であります。

常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な拠点において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の監査役を兼務しており、同社の取締役会その他重要な会議に出席し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けるほか、本社及び営業所等へ赴き、その業務及び財産の状況を調査しました。

なお、常勤監査役門井豊氏は、当社取締役及び当社において管理部門の責任者としての豊富な経験と実績を有しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長を最高責任者とし、監査部門が中心となり内部監査を実施しております。内部監査の状況は、監査部門(専任者1名)が、監査計画に基づき内部監査を実施し、改善事項の指摘・指導を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。監査役、監査部門及び会計監査人は、必要に応じて、監査計画やその結果等について情報交換を行うことにより連携を図り、効率的かつ効果的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中根敏勝	弁護士													
川和まり	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中根敏勝		弁護士法人サクセスト代表社員 当社は、弁護士法人サクセストとの間で、弁護士業務に係る業務委託契約を締結しております。	金融機関での経歴および弁護士としての職務を通じて培ってきた豊富な経験、実績、見識を当社の監査に活かしていただくためです。
川和まり			長年にわたる米国の金融機関における経歴及び女性経営者としての豊富な国際経験、実績及び見識を有しており、女性を対象とした投資・貯蓄に関する啓蒙活動や、教育・環境関連のプロジェクトにも幅広く従事されています。これらの経験や見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

2019年6月25日開催の第63回定時株主総会にて、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件が承認可決されております。また、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会にて、上記譲渡制限付株式報酬制度を改定する件が承認可決されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

2015年6月26日開催の第59回定時株主総会にてストックオプションとして新株予約権を発行する件が承認可決され、2015年10月15日を割当日として新株予約権を発行しております。

2016年6月29日開催の第60回定時株主総会にてストックオプションとして新株予約権を発行する件が承認可決され、2016年10月14日を割当日として新株予約権を発行しております。

2018年6月22日開催の第62回定時株主総会にてストックオプションとして新株予約権を発行する件が承認可決され、2019年1月18日を割当日として新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2022年3月期において取締役を支払った報酬等の額は、以下のとおりとなっております。
取締役7名 164,168千円(社外取締役1名を含む)

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額583千円を含んでおります。

上記報酬等の額には、譲渡制限付き株式の付与による報酬額として、25,905千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

当社は、取締役会の決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。
取締役の個人別の報酬等の内容は、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及びKPI達成度等に基づき決定することを基本方針としており、取締役ごとの報酬額及び基本報酬と非金銭報酬等の構成割合については、客観性・妥当性を担保するために、同業種や同規模の他企業の報酬額との水準比較・検証を行い、当社グループの財務状況も踏まえたうえで適宜設定することにしております。
取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、原則として各取締役の役割、責務、貢献度等に応じて決定し、毎年、改定を検討することとしております。また、非金銭報酬等は、新株予約権又は譲渡制限付株式を事業年度ごとに付与することを基本的な方針としております。
当社におきましては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長兼社長が個人別の報酬額の具体的内容を決定することとしております。その権限の内容は、各取締役の担当業務における成果を評価し、報酬の内容を決定することであり、社外取締役を含む取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長によって適切に行使されるよう、適宜監督する等の措置を講じております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の限度額は、2019年6月25日開催の第63回定時株主総会において年額200,000千円以内(うち、社外取締役の報酬等の額は年額20,000千円以内)と決議いただいております。当該決議日時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役は1名)であります。ストックオプションにつきましては、2016年6月14日開催の第60回定時株主総会(上限は1,700個(1,700千株))。当該決議日時点の取締役の員数は社外取締役1名を含む8名、監査役の員数は3名)及び2018年6月22日開催の第62回定時株主総会(上限は1,600個(160千株))。当該決議日時点の取締役の員数は社外取締役1名を含む7名、監査役の員数は3名)にて決議いただいております。また、2019年6月25日開催の第63回定時株主総会において、基本報酬とは別枠として、ストックオプションに代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入し、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において同制度の改定を決議いただいております。その内容は、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の限度額につきまして、年額80,000千円以内(うち、社外取締役は年額20,000千円以内)、株式数の上限を年200千株以内(うち社外取締役は年50千株以内)としております。当該決議日時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)であります。
監査役の報酬等の限度額は、2019年6月25日開催の第63回定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。当該決議日時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役2名)であります。また、基本報酬とは別枠として、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において決議いただいた譲渡制限付株式報酬制度において、監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の限度額につきまして、年額20,000千円以内、株式数の上限を年50千株以内としております。当該決議日時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は3名)であります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任等に関する事項

当社におきましては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長兼社長若山健彦が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の担当業務における成果を評価し、報酬の内容を決定することであり、代表取締役会長兼社長に委任した理由は、長期にわたる企業経営と当社グループでの在籍からの経験に加え、当社グループの事業や業績の状況を俯瞰し精通する立場にあり、各取締役の活動状況を最も把握していることから、公正かつ適切な評価を行い報酬額を決定できると判断したためであります。
社外取締役を含む取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長によって適切に行使されるよう、適宜監督する等の措置を講じていることから、取締役会は当該事業年度に係る報酬等が決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

担当部署は管理部門

取締役会開催に際し、事前に役員より説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は会社の機関として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を設置しております。また、業務執行の監督機能の強化を目的として社外取締役及び社外監査役を選任しております。なお、社外取締役及び社外監査役には、法律又は財務及び会計に関する相当程度の識見及び経験を有している者を選任しております。また、執行役員制度を採用し、取締役会の企業統治体制の補助をしているほか、下記に示す各機関により個別経営課題についての協議や相互監視等を行っております。

<取締役会>

取締役会は提出日現在、代表取締役会長兼社長 若山健彦を議長として、社外取締役1名を含む取締役7名で構成されており、原則として月1回の定例取締役会を開催することとしております。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しております。なお、取締役会には、経営執行の公正性・透明性を図るために、常勤監査役1名及び社外監査役2名が出席し、取締役の職務遂行を監視しております。さらには、必要に応じて各部門の部門長、子会社の役員、部長を出席させております。

<監査役会>

監査役会は提出日現在、常勤監査役 門井豊を議長として、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、取締役会その他重要な会議に参加しているほか、原則として月1回の定例監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、効率的な監査実行体制の構築に努めております。なお、監査役会の構成員の氏名は役員一覧に記載のとおりであります。

<マネジメントミーティング>

マネジメントミーティングは、グループ経営会議という位置付けで、社内役員、執行役員及び主要なグループ会社役員等14名で構成されており、原則として週1回開催しております。グループ全体の業務執行状況の把握や課題に対する具体的な検討を行い、業務執行上必要な判断や情報共有を迅速に行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。豊富な経験と高い見識を有する監査役が、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しており、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると認識し、現状の体制を採用しております。さらに独立性のある社外取締役や社外監査役の選任による経営監督機能の強化や執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図り、実効性のある企業統治体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第66回定時株主総会(2022年6月24日開催)につきましては、2022年6月9日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	決算取締役会の開催日、監査日程、スムーズな総会準備等のための時間を確保するため、6月月末に近い日程で、集中日を避けて設定するようしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会の招集通知を送付する際に、電磁的方法により議決権行使できる旨、議決権行使を行うインターネットウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)並びにQRコード、また、本人確認のためのログインID及びパスワードを株主様宛に通知しております。
その他	第66回定時株主総会につきましては、インターネットでライブ配信を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HPにて情報開示に関する基本姿勢を開示しております。 当社のディスクロージャーポリシーは、後記「その他」の「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」にも記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会を定期的で開催しております。 証券会社等が主催するインターネットを利用した個人投資家向け説明会に参加しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期終了後にライブ配信にて決算説明会を実施し、その動画をHPにてアーカイブ配信しております。そのほか、個別のミーティングにも積極的に応じております。 https://www.minato.co.jp/ir/library/settlement_report/	あり

IR資料のホームページ掲載	https://www.minato.co.jp/ir/ 当社HPにて、有価証券報告書、決算短信、決算説明会動画・資料、年次報告書、株主総会招集通知、株主優待情報、IRカレンダー等を掲載しています。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門に広報・IRグループを設置し、IR業務を担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス規程を定め、株主様に対して、適切な情報開示を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として決定した内容の概要は、以下のとおりであります。

- a. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役は全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程を作成し、法令および定款遵守の周知徹底と実行をはかる体制を構築します。
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、取引関係を排除し、その他一切の関係を持つことのない体制を整えます。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類を適切に作成、保存します。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 決裁権限規程に基づき、付与された権限を越える業務を行う場合は、上位への稟議と許可を要し、許可された業務遂行に伴う損失の危険を最小限にとどめる体制を整えます。
ロ. 不測の事態が生じた場合または予測された場合には、迅速な対応を行い、損失の危険を最小限にとどめるため必要な対応を行います。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会において各取締役の職務管掌を定め権限と責任を明確にし、職務の執行の適正化をはかります。
- e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. グループの経営基本方針を子会社に周知するとともに、子会社から経営状況や業務執行内容の報告を受ける体制をとり、子会社の経営が正しく行われていることをチェックします。
ロ. 子会社に対しては、業務の適正を確保するため、コンプライアンス等に関する方針を提示し、当社に準ずる体制を整備します。
ハ. 監査部門が、連結業績への影響度を踏まえ、子会社の業務監査を定期的実施します。
- f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助するための従業員を置く場合、その任命、異動、評価、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保します。
- g. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および従業員は、監査役に対し業務または業績に与える重要な事項、法令違反、定款違反および不正行為の事実、または損害をおよぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告します。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査職務遂行を補助する体制として会計監査人および監査部門との緊密な連携をはかり、必要に応じ代表取締役は監査役会と情報交換を行い、監査役監査の重要性と有用性に対する認識を一にし、監査の実効性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除、その他一切の関係を持つことのない体制を整えます。また不当な要求が発生した場合は、管理部門が対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のディスクロージャー・ポリシー及び会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. ディスクロージャーポリシー

情報開示の基本方針について

適時開示につきましては、東京証券取引所(スタンダード)の定める適時開示規則に則って正確、公平、迅速な情報開示を行います。また、それ以外の情報に関しましても、顧客、株主、投資家、取引先、社員をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様が適切な判断ができるよう積極的に情報開示に努めます。

沈黙期間について

当社は、投資家の方々への公平性を確保するため、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間としています。この期間中におきましては、決算・業績見通しに関するコメントや質問への回答は控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中に既に発表した業績予想が大きく外れる見込みが出てきた場合には、適時、情報開示を行います。

情報開示の方法について

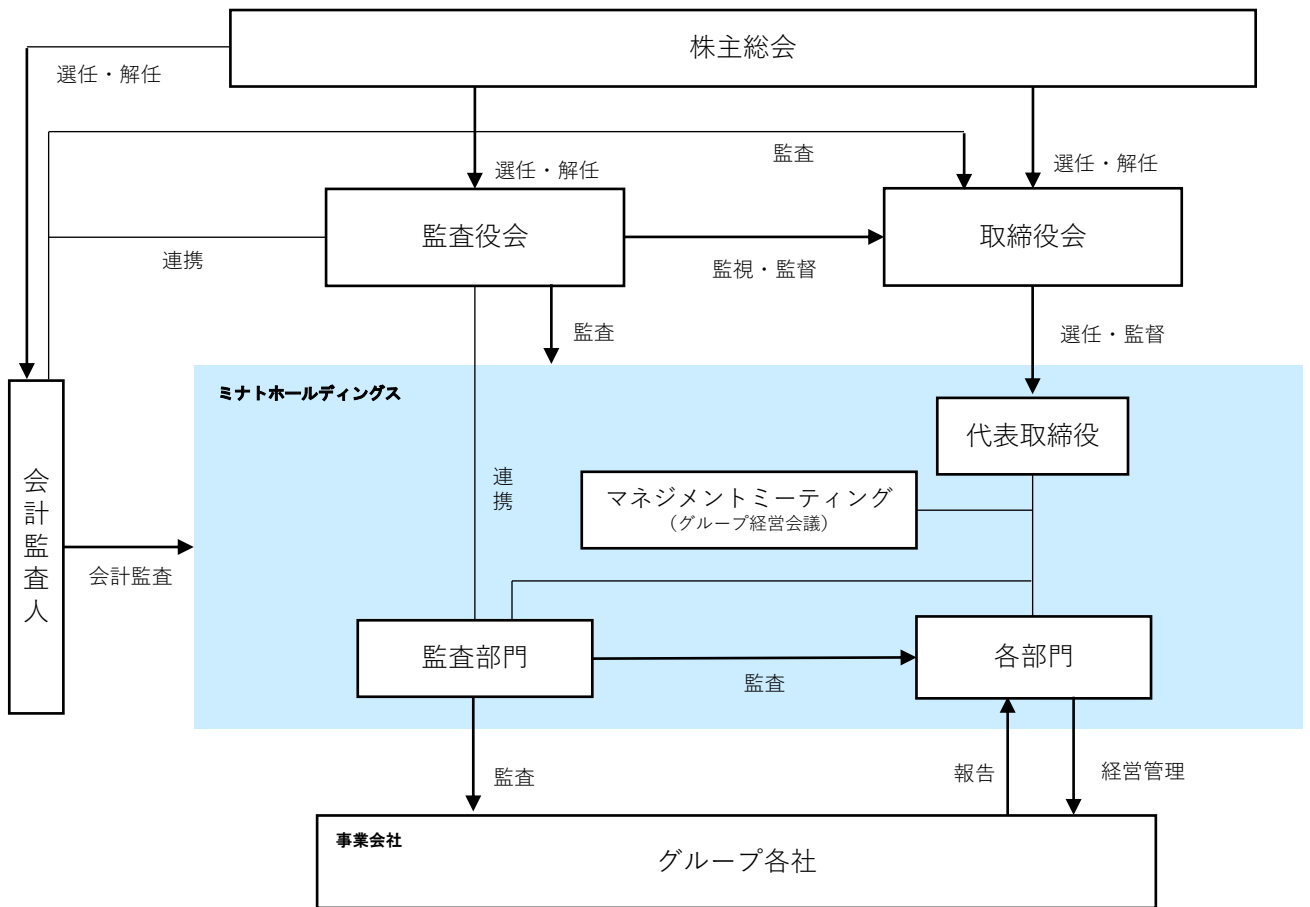
情報開示に関しましては、東京証券取引所(スタンダード)の「適時開示情報伝達システム(TDnet)」により開示するほか、報道機関などを通じて開示し、その後当社のホームページ(<https://www.minato.co.jp/ir/>)に掲載致します。また、それ以外の情報に関しましては、当該情報の内容に応じて適切な方法により開示致します。

2. 適時開示体制

適時開示に係る担当部署を定め、情報を取得後速やかに所管部署との協議を実施し、手続に則った適正な開示を行っております。

また、コンプライアンス規程に基づき、株主様に対して、適切な情報開示を実施して透明性の高い経営を行うとともに、インサイダー取引管理規程を定め、インサイダー取引の未然防止に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス



当社役員のスキル・マトリックス

		企業経営	営業	技術	M&A・アライ アンス	新規事業/ ベンチャー	IT/ 情報システム	財務会計・ ファイナンス	法務・ リスク管理	グローバル	ESG/サステイ ナビリティ
取締役	若山 健彦	○			○	○	○	○		○	○
	相澤 均	○	○	○	○	○					
	三宅 哲史	○			○			○	○	○	
	有澤 寛	○	○	○	○	○	○			○	
	杉山 敏美	○	○	○		○	○				
	中出 敏弥	○	○	○			○				
	児玉 純一	○	○	○	○	○				○	
監査役	門井 豊	○				○		○	○		○
	中根 敏勝	○						○	○		
	川和 まり	○			○	○		○	○	○	